



お知らせ

青梅市防犯機器等購入費補助金を活用して 防犯カメラを購入・設置する際の注意事項

本補助事業は、

住宅への侵入盗被害（強盗や空き巣）の未然防止を目的としています

- 犯行を行おうとする者が、容易に気付く箇所に設置すること
- 住宅への侵入者を撮影する目的で設置すること
- 店舗・事務所・倉庫・駐車場等の防犯対策を目的とした設置は、補助対象外です。
- 住宅等に設置する防犯カメラが補助対象です。携帯できるものや、住宅に固定せずパソコンなどの機器に接続して使用するカメラは、補助対象外です。
- 防犯カメラを設置する際は、撮影範囲を自宅敷地内とし、やむを得ず撮影の範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲内の近隣住民（隣人の方）等に必ず設置をすることを伝えて許可を得てください。近隣のプライバシーに十分配慮して設置してください。
- 共同住宅の所有者または賃貸住宅にお住まいの方の場合
 - ◎設置できるのは、専用部分（専用使用権のついた共用部分を含む。）のみです。共用部分へ設置することはできませんのでご注意ください。
 - ◎事前に住宅の所有者または管理者等に相談し、同意を得て、同意書に署名をもらってください。
- **関連して補助対象になるもの**
 - ◎防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な最低限の関連機器（SDカード・専用モニター・乾電池等、映像の記録・通信において必要不可欠なもの）
 - ◎専門業者が設置した際の、延長コードや防水ボックスなど
- **関連するが補助対象にならないもの**
 - ◎映像閲覧のためのパソコン・タブレット等、録画映像保存用の大容量HDDなど
 - ◎月額レンタルやホームセキュリティ費用、電気使用料、通信費など
 - ◎個人で取り付けた際の延長コードや防水ボックス、工具や脚立など

お問い合わせ 青梅市 市民安全部 市民安全課 市民安全係
0428-22-1111 内線2311

本補助事業全般に関しては
市HPをご覧ください。

